

吹田市創業支援型事業所賃借料補助金対象者 募集要項

1 概要

地域経済の活性化につながる創業を市内で実施する創業者に事業所賃借料の一部を補助します。

補助金の交付を受けるためには、令和7年2月26日（水）の認定会議において、創業計画のプレゼンテーションを行い、認定を受ける必要があります。

2 補助対象者

(1) 吹田市内で創業を計画しており、以下のいずれにも該当すること。

ア これまで事業を営んでいない個人であること。

イ 認定を受けた創業計画を開始する時点において、その他の事業を実施していないこと。また、事業を開始する日が、創業計画の認定を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して6か月以内であること。

ウ 認定を受けた創業計画を実施するため、認定後に賃貸借契約により市内に所在する建物の全部又は一部を借り上げて、新たに事業所（自己の住居を兼ねるものを除く。）を開設する者であること。

エ 市町村民税の滞納（不申告を含む。）をしていない者であること。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、本補助金の対象となりません。

ア これまでに創業計画の認定を受けたことがあるとき。

イ 創業計画の内容が、フランチャイズ・システムに加盟して行う事業であるとき。

ウ 事業所の開設について、吹田市商店街等魅力向上促進事業補助金交付要領に基づく補助金の対象となる、又は対象となる見込みのあるとき。

エ 補助対象経費となる事業所賃借料について、国、大阪府その他公共団体等からの補助金を受けている、又は受ける見込みのあるとき。

オ 創業計画の内容が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項、第5項、第11項又は第13項に規定する事業に該当するとき。

3 補助事業の内容

(1) 補助対象経費

事業所賃借料（共益費・駐車場使用料等を除く。）

(2) 補助金額等

補助率月額2分の1以内（月額上限5万円）

(3) 補助対象期間

12か月間

4 応募方法

(1) 提出書類 (アからウは吹田市ホームページからダウンロードしてください。)

ア 認定申請書 (様式第1号)

イ 職務経歴書 (様式第2号)

ウ 創業計画書 (詳細に記入してください。スペースが足りない場合は、追加資料を作成していただいても構いません。)

エ 直近年度の市町村民税の納税証明書

※エは市町村民税 (各市町村発行) に関する書類です。国税 (各税務署発行) の納税証明書ではありませんので御注意ください。

(2) 提出方法

(1)の書類を地域経済振興室へEメール又は郵送 (レターパックライト) で提出してください。

※Eメールでの提出を御希望の場合は、必ず事前に御連絡ください。また、データを提出する場合、ファイル名を(1)の書類名にしてください。

(3) 受付期間

令和7年1月6日 (月) ~ 1月31日 (金)

(1月31日 (金) 必着ですので、余裕を持ってご提出ください。)

5 応募スケジュール

1月6日 (月)

受付期間

1月31日 (金)



2月中旬頃

認定会議開催の通知

※2月21日 (金) までに通知がない場合は、お問い合わせください。



2月26日 (水)

認定会議【プレゼンテーション審査】

(認定数: 3件

※予算の範囲内で計画を認定します。)

3月中旬頃

認定結果の通知 (郵送)



認定を受けた日以後に賃貸借契約を締結

令和7年8月末日までに認定創業計画の事業を開始

(事業開始が決まれば、補助金の手続きをご案内します。)

6 申込み・問合せ先

吹田市都市魅力部地域経済振興室 企業振興担当

〒564-8550 吹田市泉町 1-3-40

電話番号 06-6170-7217

メールアドレス sanro_s@city.suita.osaka.jp